

「全国一斉！法務局休日相談所」 開設のお知らせ

札幌法務局日高支局では、苫小牧支局と合同で、地域住民の皆様の日常における様々な悩みごとや困りごとの相談に応じる「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

日 時 平成24年9月23日（日）午前10時～午後4時

場 所 苫小牧市旭町3丁目2番2号
苫小牧市民会館

相談内容 ① 土地・家屋に関する登記、会社に関する登記
② 土地の測量、隣地との境界紛争
③ 地代・家賃の紛争における供託
④ いじめ、虐待、インターネットによるプライバシー侵害等の人権に関する問題
⑤ 認知症高齢者等の権利擁護を図る成年後見制度
⑥ 遺言書の書き方
⑦ クレジット・サラ金による多重債務、借金返済、自己破産など

担当者 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員
連絡先 札幌法務局苫小牧支局総務課 中村、田湯
電話 0144-34-7151

※できるだけ相談の予約をして下さい。
予約がなくても相談できますが、予約した方が優先されます。

（無料）特設人権・困りごと相談所開設

- 日時 10月3日（水）10時00分～15時00分
- 会場 門別公民館
- 担当者 門別地区人権擁護委員及び札幌法務局日高支局職員
- 相談内容
 - ☆ 夫婦間の悩み、離婚問題
 - ☆ 相続・遺言に関すること
 - ☆ 子どもの虐待・DVに関する悩み
 - ☆ 土地の境界など不動産に関するトラブル
 - ☆ 金銭のトラブル、多重債務に関する悩み
 - ☆ 悪徳金融からのいわれのない返済請求
 - ☆ うわさ・暴言などのいやがらせや名誉侵害
 - ☆ 雇用・解雇・給料などの労働問題
 - ☆ 子どものいじめや体罰

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談料は無料で、秘密は厳守します。

主催

日高人権擁護委員協議会 電話0146-42-0570
札幌法務局日高支局 電話0146-42-0415

森林の土地の所有者届出制度がスタートしました

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった方は、市町村へ届け出ることが義務付けられました。

■ 届出対象となる土地

北海道が作成する地域森林計画の対象となっている森林（森林法第5条第1項）です。

登記上の地目にかかわらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので御注意ください。

（届出の対象確認等は下記の問い合わせ先へ）

■ 届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続のほか、贈与、法人の合併等により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく「土地売買等届出書」を提出した場合には、森林の土地の所有者の届出は不要です。

■ 届出期間

事後届となりますので、森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村に届出書を提出してください。

■ 届出事項

届出書には、新たな所有者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の住所・面積とともに、土地の用途等を記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写し可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

詳しくは、産業経済課水産林務・商工観光グループ 01456-2-6185までお問い合わせ下さい。

日高西部消防組合 インターネット公有財産売却

日高西部消防組合では、Yahoo! JAPANが提供するインターネットオークションシステムを利用して公有財産を売却します。

入札の参加を希望される方は、「Yahoo! JAPAN官公庁オークション」または「日高町ホームページ」から「日高西部消防組合インターネット公有財産売却ガイドライン」を読んでいただき、各種手続きや流れをご理解のうえご参加ください。

- 1 参加申込期間 平成24年9月5日（水）13時～9月21日（金）14時まで
- 2 売却物件 消防自動車（積載車）
初年度登録：平成8年12月24日（一時抹消登録後に引渡）



- 3 その他 詳細については、Yahoo! JAPAN官公庁オークションをご覧ください。
- 4 お問い合わせ先 日高西部消防組合消防本部 総務課（電話 01456-2-1521）